

プロ野球との関係についての改正

日本野球連盟は、本日、「プロ（退団者も含む）を除外している記述」について原則廃止することとし登録規程等の改正を行った。

この改正により、1949年（昭和24年）の設立（当時は日本社会人野球協会）以来、半世紀にわたり、一線を画してきた時代に終止符をうち、プロ・アマ関係団体代表者が一堂に集結した全日本野球会議の声明文の主旨に則り、新たな時代へ向けてより一層の協力体制の構築を目指していくこととした。

改正の詳細は以下のとおり。

①臨時コーチに指導を受ける。

現行では、プロ関係者及び退団者に指導を受ける場合のみ届出を要し、それ以外の方（プロ未経験の方）からの際は不要としているが、この区別を止める。臨時コーチの依頼は、当然ながら、各チームが判断するものであり、届出は一切不要とする。

※寄附行為施行細則第19条を全文削除し、以下の条文を繰り上げる。

②監督・コーチへの就任並びに選手登録をする。

現行では、内規を設け、特例として認めているが、今後は特例ではなく、登録規程に盛り込んで制度化することとし、併せて、選手登録できる期間も他の競技者と同様とした。ただし、選手登録は自由契約者のみとする。

※登録規程第10条、第11条、第15条、第18条、第19条の改正、並びにプロ野球退団者の競技者（選手）登録に関する内規を廃止する。

③プロとの合同事業並びに交流試合等の促進

引き続き、交流促進を図るため、妨げとなる規定は原則撤廃する。

※登録規程第5条、第9条、第14条、第31条を改正する。

【参考】

そもそも、日本社会人野球協会設立当時、日本ノンプロ野球代表チームの国際大会出場への道を開いた米国野球協会日本支部長マーク少将から「プロとノンプロとの関係を明確にする必要がある。」との勧告を受けて制定された「日本社会人（ノンプロ）野球協会資格規定」に始まる。昭和60年に一旦は廃止されるが、プロと一線を画している内容は、この年に制定した日本野球連盟規約施行細則、そして、平成3年の日本野球連盟登録規程に引き継がれてきた

一方では、毎年、プロ野球との間に申し合わせを締結し、良好な関係の時期も続いたが、1961年（昭和36年）のいわゆる柳川事件を境に8年間の断絶の時代を迎えた。その後の協議が再開され、プロ退団者による臨時コーチ（許可制から現在は届出制）、監督・コーチへの就任、連盟役員等への就任、選手登録、交流試合、公式試合参加など、時代のニーズに従い、特例であるが、段階を経て規制が緩和されてきた。

現在、柳川事件以前生まれのプロ選手はすべて引退し、1994年（平成6年）に全日本野球会議が開催されて以降、プロ・アマ合同による各種事業が展開されるなど新たな時代を迎えている。2004年のアテネ五輪へ向けては、日本代表チーム長嶋茂雄監督のもと、金メダル獲得へ向けてプロアマ一致団結して臨むことを確認しており、半世紀の間、盛り込まれてきたこの（プロと一線を画す）記述を、21世紀の時代にあった内容に改正し、今後も更なる野球競技の普及と振興に努めることとした。

【2003年2月20日：日本野球連盟定時理事会議決】